

JAPANESE KANBUN GRAMMAR (Selections)

YOROSHIKU... BESHI 宜 「よろシク…ベシ」

するのがよい するのが適当だ One should..., it would be appropriate if....

自今以後、宜依新令。『本朝文粹』卷八「弘仁格序」

自_リ今以後、宜_{シク}依_ル新令_ニ。

今より以後、宜しく新令に依るべし。

(政事は) 今後、新令に依るのがよい。(As for governance) from now on (*yorī*), we *should* follow the new law (*shinrei*).

宜令召問之由、先仰大相府、者。『小右記』天元五年四月二十七日
(1/32)

宜_{シク}令_{ムル}召_シ問_ハ之由、先_ヅ仰_ス大相府_ニ、者_リ。

宜しく召し問はしむるべきの由、先づ大相府に仰す、者り。

大相府 also たいしょうふ, same as *Daijō daijin*, prime minister
者_リ = abbreviation for と言へり. To say

召して質問しさせるのがよいということ、先ず大相府に仰った、と(天皇は)おしゃった。(The emperor) said that he had first instructed the Prime Minister (Daishōfu) that he (the Prime Minister) *should* summon and have him questioned.

宜令諸卿定申。『九曆』承平七年十二月一日(1/140)

宜_{シク}令_ム諸卿_ヲ定_メ申_サ。

宜しく諸卿をして定め申しさしむべし。

(あなたは) 諸々の公卿に定め申し上げさせるのがよい。(You) *should* have the senior courtiers make and submit a decision.

AIDA 間 「あいだ」 while, during

伝盃之間、無便宜。『殿曆』永久五年七月十七日 (5/37)

伝フル盃ヲ之間、無シ便宜。

さかづき つた あいだ べんぎ な
盃を伝ふる間、便宜無し。

便宜=その場に応じた適切な処置。appropriate measure taken in response to a particular situation

盃を伝える間は、特別な計らいはなかった。While they passed on the sake cups, no special measures were taken.

儀懐朝臣、去月二日、候国之間、馬欲遊牝牛、者。『御堂関白記』(寛弘二年七月六日 1/152)

儀懐朝臣ハ、去ニシ月ノ二日、候フ国ニ之間、馬欲ス遊バント牝牛ト、者リ。

あそん い つき ににち くに さぶら あいだ うまおすうし あそ ほつ てへ
儀懐朝臣は、去にし月の二日、国に候ふ間、馬牡牛と遊ばんと欲す、者り。

儀懐朝臣は、先月の二日、任国にいた時に、馬がオスの牛と交わろうとしていた、と言った。

Lord Gikai (?) said that, on the second day of the previous month, while he was serving in the provinces, a horse tried to play with a bull.

未成之間、俄被告言而已。『本朝文粹』卷二・三善清行「意見十二箇条」

未ダレ成サ之間、俄カニ被ル告言ヲ而已。

いま な あいだ には げん つ
未だ成さざる間、俄かに言を告げらるのみ。

(彼らは) まだ達成しないときに、すぐにそのことを告訴された。While they had not yet completed (the job), he was suddenly informed of that matter.

TSUIDE 次 「ツイデ」 とき when, while

候陪膳之次、又承仰事。『小右記』寛和元年三月十四日 (1/87)

候フ陪膳ニ之次イデ、又承ル仰セ事ヲ。

はいぜん さうら つ またおほ ごと うけたまは
陪膳に候ふ次いで、又仰せ事を承る。

陪膳=宮中で天皇が食事のとき、給仕をつとめること。 **serving the emperor during his meal in the imperial palace.**

(彼は) 陪善として伺候するときに、また仰せごとを承った。 **While he served the emperor during his meal, he received yet another order.**

計大帳之次、閱其課丁、有七十餘人。『本朝文粹』卷二・三善清行「意見十二箇条」

計^ル大帳^ヲ之次^{イデ}、閱^{セシニ}其^ノ課丁^ヲ、有^{ルノミ}七十餘人^ニ。

だいぢやう はか つ そ かにい えつ ななじふよにん あ
大帳を計る次いで、其の課丁を閲せしに、七十餘人有るのみ。

大帳=手実しゅじつ (各戸の戸主から提出させた戸内各人の申告書) を集計した帳簿
official register compiled from census information submitted by each household

課丁=調・庸・雑徭を負擔する人民。People (adult men) required to pay taxes

(私が) 大帳を調べた時に、その課丁を調べたところ、七十余人だけだった。
When I examined the register and looked up the tax-paying adult men, there were only about seventy people.

Sources For Examples

Denreki『殿暦』。藤原 忠実 (ふじわらのただぎね、承暦2年(1078年) - 応保2年6月18日(1162年7月31日)) は、平安時代後期の公卿。准三宮、従一位・摂政・関白・太政大臣。藤原師通の長男。日記『殿暦』(でんりやく)を残す。

Kureki『九暦』。藤原師輔(もろすけ)の日記。師輔が九条殿とよばれたことにより、また日記は具注暦(ぐちゅうれき)に書き記すことが常だったことから、その名がある。